

令和5年度第2回

福岡県国民健康保険運営協議会

資料 4

答申案 新旧対照表

令和6年2月21日

福岡県医療保険課

1 第二期福岡県国民健康保険運営方針 答申案

整理番号	頁	新(パブリックコメント後)	旧(パブリックコメント前)	備考																								
1	8	<p>イ 国保医療費の推計</p> <p>国保被保険者数の減少に伴い、国保医療費も年々減少し、2029（令和11）年度には <u>4,007 億円</u> になる見込みである。</p> <p>〔図表1-11〕【国保医療費の見込み】（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>4,050</u></td> <td><u>4,053</u></td> <td><u>4,041</u></td> <td><u>4,029</u></td> <td><u>4,019</u></td> <td><u>4,007</u></td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	<u>4,050</u>	<u>4,053</u>	<u>4,041</u>	<u>4,029</u>	<u>4,019</u>	<u>4,007</u>	<p>イ 国保医療費の推計</p> <p>国保被保険者数の減少に伴い、国保医療費も年々減少し、2029（令和11）年度には <u>3,799 億円</u> になる見込みである。</p> <p>〔図表1-11〕【国保医療費の見込み】（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>3,841</u></td> <td><u>3,844</u></td> <td><u>3,832</u></td> <td><u>3,820</u></td> <td><u>3,809</u></td> <td><u>3,799</u></td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	<u>3,841</u>	<u>3,844</u>	<u>3,832</u>	<u>3,820</u>	<u>3,809</u>	<u>3,799</u>	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の推計値について、精査中だったものを最終推計値に修正。
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																							
<u>4,050</u>	<u>4,053</u>	<u>4,041</u>	<u>4,029</u>	<u>4,019</u>	<u>4,007</u>																							
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																							
<u>3,841</u>	<u>3,844</u>	<u>3,832</u>	<u>3,820</u>	<u>3,809</u>	<u>3,799</u>																							
2	8～9	<p>ウ 1人当たり国保医療費の推計</p> <p>医療の高度化等に伴い年々増加し、2029（令和11）年度には <u>450 千円</u> になる見込みである。</p> <p>〔図表1-12〕【1人当たり国保医療費の見込み】（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>433</u></td> <td><u>438</u></td> <td><u>441</u></td> <td><u>444</u></td> <td><u>447</u></td> <td><u>450</u></td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	<u>433</u>	<u>438</u>	<u>441</u>	<u>444</u>	<u>447</u>	<u>450</u>	<p>ウ 1人当たり国保医療費の推計</p> <p>医療の高度化等に伴い年々増加し、2029（令和11）年度には <u>427 千円</u> になる見込みである。</p> <p>〔図表1-12〕【1人当たり国保医療費の見込み】（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>411</u></td> <td><u>415</u></td> <td><u>418</u></td> <td><u>421</u></td> <td><u>424</u></td> <td><u>427</u></td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	<u>411</u>	<u>415</u>	<u>418</u>	<u>421</u>	<u>424</u>	<u>427</u>	
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																							
<u>433</u>	<u>438</u>	<u>441</u>	<u>444</u>	<u>447</u>	<u>450</u>																							
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																							
<u>411</u>	<u>415</u>	<u>418</u>	<u>421</u>	<u>424</u>	<u>427</u>																							

整理 番号	頁	新(パブリックコメント後)	旧(パブリックコメント前)	備考																																										
3	9	<p>〔図表 1-13〕【令和3年度 市町村 (国保特別会計) の決算状況】</p> <p>歳入 5,459 法定繰入金 488 (市町村の一般会計による法定負担) その他 147 保険料(税) 942 国・県支出金 3,805 (国・県からの補助金・交付金等) 法定外繰入金 77 (市町村独自判断による負担) 歳出 5,331 (保険給付費等交付金等の財源として県へ納付) その他 217 保険給付費 3,665 (療養の給付費等の支出) 国民健康保険事業費納付金 1,427 繰上充入金 22 (令和2年度の収支不足の補填) 収支差 128</p>	<p>〔図表 1-13〕【令和3年度 市町村 (国保特別会計) の決算状況】</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td>5,459</td> <td>歳出</td> <td>5,331</td> <td>収支</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>保険料(税)</td> <td>942</td> <td>保険給付費</td> <td>3,665</td> <td></td> <td>↑ 令和4年度へ繰越等</td> </tr> <tr> <td>国・県からの補助金・交付金等</td> <td>3,805</td> <td>国民健康保険事業費納付金</td> <td>1,427</td> <td></td> <td>療養の給付費等の支出</td> </tr> <tr> <td>市町村の一般会計による法定負担</td> <td>488</td> <td>その他</td> <td>217</td> <td></td> <td>保険給付費等交付金等の財源として県へ納付</td> </tr> <tr> <td>市町村独自判断による負担</td> <td>77</td> <td>繰上充入金</td> <td>22</td> <td></td> <td>令和2年度の収支不足の補填</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>147</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入	5,459	歳出	5,331	収支	128	保険料(税)	942	保険給付費	3,665		↑ 令和4年度へ繰越等	国・県からの補助金・交付金等	3,805	国民健康保険事業費納付金	1,427		療養の給付費等の支出	市町村の一般会計による法定負担	488	その他	217		保険給付費等交付金等の財源として県へ納付	市町村独自判断による負担	77	繰上充入金	22		令和2年度の収支不足の補填	その他	147					<p>・パブリックコメントでの意見を踏まえて、図表を修正</p>						
歳入	5,459	歳出	5,331	収支	128																																									
保険料(税)	942	保険給付費	3,665		↑ 令和4年度へ繰越等																																									
国・県からの補助金・交付金等	3,805	国民健康保険事業費納付金	1,427		療養の給付費等の支出																																									
市町村の一般会計による法定負担	488	その他	217		保険給付費等交付金等の財源として県へ納付																																									
市町村独自判断による負担	77	繰上充入金	22		令和2年度の収支不足の補填																																									
その他	147																																													
4	10	<p>〔図表 1-14〕【令和3年度 県 (国保特別会計) の決算状況】</p> <p>歳入 4,975 一般会計繰入金 309 国保事業費納付金 1,426 (市町村からの納付金) 国庫支出金 1,560 (国からの交付金及び負担金) 前期高齢者交付金 1,452 (被用者保険からの交付金(前期高齢者の加入率の格差による保険者間の財政上の不均衡を調整)) その他 228 歳出 4,816 後期高齢者支援金 641 (他の保険制度への支出) その他 132 保険給付等交付金 3,798 (うち普通交付金 3,689 / うち特別交付金 109) (保険給付費等に要する費用を市町村へ交付) 介護納付金 245 (他の保険制度への支出) 収支差 159</p>	<p>〔図表 1-14〕【令和3年度 県 (国保特別会計) の決算状況】</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td>4,975</td> <td>歳出</td> <td>4,816</td> <td>収支</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>市町村からの納付金</td> <td>1,426</td> <td>保険給付費等交付金</td> <td>3,798</td> <td></td> <td>↑ 保険給付費等に要する費用を市町村へ交付</td> </tr> <tr> <td>国からの交付金及び負担金</td> <td>1,560</td> <td>(うち普通交付金) (3,689)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被用者保険からの交付金(前期高齢者の加入率の格差による保険者間の財政上の不均衡を調整)</td> <td>1,452</td> <td>(うち特別交付金) (109)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金</td> <td>309</td> <td>後期高齢者支援金等</td> <td>641</td> <td></td> <td>他の保険制度(後期・介護)への支出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>228</td> <td>介護納付金</td> <td>245</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>132</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入	4,975	歳出	4,816	収支	159	市町村からの納付金	1,426	保険給付費等交付金	3,798		↑ 保険給付費等に要する費用を市町村へ交付	国からの交付金及び負担金	1,560	(うち普通交付金) (3,689)				被用者保険からの交付金(前期高齢者の加入率の格差による保険者間の財政上の不均衡を調整)	1,452	(うち特別交付金) (109)				一般会計繰入金	309	後期高齢者支援金等	641		他の保険制度(後期・介護)への支出	その他	228	介護納付金	245					その他	132			
歳入	4,975	歳出	4,816	収支	159																																									
市町村からの納付金	1,426	保険給付費等交付金	3,798		↑ 保険給付費等に要する費用を市町村へ交付																																									
国からの交付金及び負担金	1,560	(うち普通交付金) (3,689)																																												
被用者保険からの交付金(前期高齢者の加入率の格差による保険者間の財政上の不均衡を調整)	1,452	(うち特別交付金) (109)																																												
一般会計繰入金	309	後期高齢者支援金等	641		他の保険制度(後期・介護)への支出																																									
その他	228	介護納付金	245																																											
		その他	132																																											

整理 番号	頁	新(パブリックコメント後)	旧(パブリックコメント前)	備考
5	18	<p><u>3 納付金及び標準保険料率の算定方法</u></p> <p>(1) 納付金の算定方法 各市町村の納付金算定にあたっては、県全体の保険給付費等の見込額から公費等の見込額を差し引いて、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、これを市町村の医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に按分する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【納付金算定式】 市町村の納付金額 = (県全体で必要となる納付金の総額) × {$\alpha^{(10)}$ × (年齢調整後の医療費指数⁽¹¹⁾ - 1) + 1} × {$\beta^{(10)}$ × (所得(応能)のシェア) + (人数(応益)のシェア)} / (1 + β) × $\gamma^{(12)}$</p> </div> <p><small>⁽¹⁰⁾年齢調整後の医療費指数：1人当たり医療費について、市町村ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を1として医療費水準を数値化したもの。 ⁽¹¹⁾α：医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数(0 ≤ α ≤ 1)。α = 1の時は、医療費指数を納付金の配分に全て反映させ、α = 0の時は、医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。 ⁽¹²⁾β：所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定。平均的な所得水準の都道府県はβ = 1となり、応益に応じて配分する納付金と応能に応じて配分する納付金の割合が50:50となる。 ⁽¹³⁾γ：市町村ごとの納付金基礎額の総額を県の必要総額に合わせるための調整係数</small></p>	<p><u>3 納付金及び標準保険料率の算定方法</u></p> <p>(1) 納付金の算定方法 各市町村の納付金算定にあたっては、県全体の保険給付費等の見込み額から公費等の見込み額を差し引いて、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、これを市町村の医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に按分する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【納付金算定式】 市町村の納付金額 = (県全体で必要となる納付金の総額) × {α × (年齢調整後の医療費指数 - 1) + 1} × {β × (所得(応能)のシェア) + (人数(応益)のシェア)} / (1 + β) × γ ※γは調整係数</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントでの意見を踏まえて、ページ下段に用語解説を記載(このページのほか、P11, 12, 16, 33, 36, 42にも用語解説を記載)
6	42	<p><u>(3) 医療費の高い市町村における医療費適正化の推進</u> 県は、毎年度、医療費の高い市町村を高医療費市町村として指定し、当該市町村の医療費分析のほか、保健事業への財政的・技術的支援を実施する。 県から指定を受けた高医療費市町村は、医療費分析の結果を踏まえ、医療費適正化に資する事業を企画・立案し、被保険者の予防・健康づくりや重症化予防等の取組を推進する。</p>	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントでの意見を踏まえて、医療費の高い市町村における医療費適正化の取組を

その他、誤字脱字等を修正している。

2 国民健康保険事業費納付金の算定 答申案

整理 番号	頁	新(パブリックコメント後)	旧(パブリックコメント前)	備考
1	3	<p>4 不断の検証等</p> <p>納付金の算定方法については、国の方針や市町村の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>また、国保運営方針に基づいて、保険料水準の統一にあたっての課題の解消に向け、検討を進めるものとする。</p> <hr/> <p>⁽¹⁾年齢調整後の医療費指数：1人当たり医療費について、市町村ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を1として医療費水準を数値化したもの。</p> <p>⁽²⁾α：医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数（$0 \leq \alpha \leq 1$）。$\alpha = 1$の時は、医療費指数を納付金の配分に全て反映させ、$\alpha = 0$の時は、医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。</p> <p>⁽³⁾β：所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定。平均的な所得水準の都道府県は$\beta = 1$となり、応益に応じて配分する納付金と応能に応じて配分する納付金の割合が50：50となる。</p> <p>⁽⁴⁾γ：市町村ごとの納付金基礎額の総額を県の必要総額に合わせるための調整係数</p>	<p>4 不断の検証等</p> <p>納付金の算定方法については、国の方針や市町村の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>また、国保運営方針に基づいて、保険料水準の統一にあたっての課題の解消に向け、検討を進めるものとする。</p>	<p>・パブリックコメントでの意見を踏まえて、ページ下段に用語解説を記載</p>